	（略）	第二十七条
	（略）	法第百七十四条において準用する法第九十八条第四項
	（略）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文
	（略）	存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
	（略）	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出
	（略）	2　前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。
	（略）	2　前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
	（略）	3　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、死亡について、平成二十五年改正法附則第四十条第七項の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会が住民

	（略）	第二十七条第一項
	（略）	法第百七十四条において準用する法
	（略）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法
	（略）	存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
	（略）	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出
	（略）	届書には
	（略）	届出に当たつては
	（略）	報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
	（略）	ならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

第二十七条第二項
ならない。